

声の知的財産法による保護に関する一考察

Protection of Voice under Intellectual Property Law: Legal Challenges in the Era of AI Voice Synthesis

今村 哲也*
IMAMURA Tetsuya

【抄録】

本稿は、音声合成技術の発展に伴う声の法的保護について、知的財産法の観点から検討を行うものである。コンテンツ提供型やパーソナライズド音声生成型など多様化する音声ビジネスの現状を踏まえ、各領域における法的課題を整理した。

声は発話者の年齢、性別、健康状態等の一般情報と個人同定情報を含む複合的な特性を持ち、声紋鑑定や話者認識技術により個人の識別情報として機能する。現行の知的財産法における声の保護は、各法領域においてパッチワーク的な保護にとどまっており、特に生成 AI 時代における保護の在り方が課題となっている。

著作権法による保護については、実演やレコードに関する著作隣接権を中心に検討し、特に生成 AI との関係では、物理的連鎖の判断や本来的効用の享受といった従来の基準の適用において課題が存在することを明らかにした。パブリシティ権による保護については、ピンク・レディー事件最高裁判決で示された三類型の判断枠組みを基に、声の特殊性や類似性判断の問題、AI カバーの法的課題を論じた。不正競争防止法については、商品等主体混同行為や品質等誤認表示行為の規制における保護の限界を指摘した。

これらの検討を通じて、現行の知的財産法による保護が有名人等の声の商業的価値の保護にとって不十分である可能性を指摘しつつ、無断利用による声に由来する価値ある情報生産のインセンティブ低下があるとするれば、それへの対応として、判例法の発展あるいは立法措置の必要性を示唆した。ただし、新たな規制を設ける場合には、表現の自由や新技術を活用したビジネスの発展との適切なバランスの確保が重要である。

1. はじめに

デジタル技術の進歩、とりわけ音声合成技術の飛躍的な発展により、個人の声の複製・加工・合成が容易になっている。従来、声の無断利用に対する知的財産法の分野での法的保護は、主として声の実演やそれらが固定された録音物に

関する実演家の権利やレコード製作者の権利といった著作隣接権を通じた保護が中心であり、多くの場合にはそれで足りるものであったと思われる。しかし、現在では比較的低コストで個人の声を複製・合成することが可能となり、有名人に限らず一般人の声も容易に模倣・利用できる状況が生まれている。「実演類似」のもの

* 明治大学情報コミュニケーション学部 教授
Professor, School of Information and Communication, Meiji University

（実演類似物）や「録音類似」のもの（録音類似物）が生成できるようになったのである。

このような技術環境の変化は、音声ビジネスの多様化をもたらす一方で、声の法的保護に関する新たな課題を提起している。特に、AIによる音声合成技術の発展は、著作権法、パブリシティ権に関する判例法、不正競争防止法といった既存の法制度による保護の限界を浮き彫りにしている。

声は、発話者の年齢、性別、健康状態等の一般情報と、個人同定に関わる情報を含む複合的な特性を持つ。また、解剖学的特徴、身体的特徴、発声習慣、遺伝的要因、環境要因の相互作用により生じる個人差は、その人物固有の個性として人格的利益の基礎となりうる。しかし、現行法制度における声の保護は、各法領域においてパッチワーク的な保護にとどまっており、声の人格権といった概念も提唱されているものの、知的財産としての保護も含めて、明確には確立されていないようにも思われる。

本稿では、声のビジネスを分類した上で、そのうち合成音声・楽曲提供／パーソナライズド音声生成型のビジネスに注目し、そうしたビジネスの分野における声の知的財産法による保護について、著作権法、判例法によるパブリシティ権、不正競争防止法の観点から横断的に検討を行う。特に、各法領域における保護の可能性と限界、法領域間の交錯による問題、そして新たな技術環境下における法的保護の在り方について考察する。

これらの検討を通じて、声の知的財産法による保護の現状と課題を明らかにするとともに、新たな技術環境に対応した適切な保護体系の構築に向けた示唆を得ることを目的とする。

2. 音声ビジネスの分類と主な法的課題

デジタル技術の急速な進歩により、音声の複製・加工・合成技術は飛躍的な発展を遂げ、多様な音声ビジネスを生み出している。

ここでは音声ビジネスについて、主として「声のみ」からなるサービスのうち、ネット環境を用いてユーザーが利用するサービスについて、その特性や提供する価値に基づいて大きく4つに分類したり¹⁾。ただし、これらのサービスは相互に独立したものではなく、複合的に機能し、ユーザーに総合的な音声体験を提供していることが多い。例えば、コンテンツ提供型サービスがコミュニケーション型の機能を取り入れたり、インターフェース型サービスが合成音声提供型の技術を活用したりすることで、より多機能な音声サービスを実現することもあるだろう。

①コンテンツ提供型

コンテンツ提供型のサービスは、既存のコンテンツや新規に制作されたコンテンツを音声形式で提供する。オーディオブック、音楽配信サービス（Apple Music, Spotify）、ポッドキャスト（Apple Podcast）、ラジオ放送をインターネットにより同時配信する音声メディア（ラジコ、らじる★らじる）などがこれに該当する。例えば、Audibleのようなオーディオブックサービスでは、人間が読み上げたものも多いが、AI音声合成技術の進歩により自然な抑揚を持つ高品質な音声コンテンツの大量生成が可能となっているところ、2024年5月の報道によると、Audibleでは、4万件のブックが合成音声で提供されているといわれる²⁾。これらのサービスは、言語の著作物、朗読の実演や固定したレコードの配信に関する著作権法上の権利が重要な役割を果

たしている。本稿との関係では、合成音声で提供する場合、それらが実演やレコードとして著作隣接権で保護されるのかといった問題や、特定の声優と似た声の合成音声により収録することが法的に認められるのかといった問題がある。

②コミュニケーション型

コミュニケーション型のサービスは、音声を介したリアルタイムまたは非リアルタイムのコミュニケーションを可能にする。Clubhouse や X Spaces, Spoon などの音声 SNS, Stand.fm や Radiotalk などの音声配信プラットフォームがこれに該当する。

素人参加型のサービスでもあることから、配信者が他人のプライバシーといった権利、著作権法上の権利の取り扱いを理解した上で配信をしているかが問題となりやすいと考えられる。

③インターフェース型

機能提供型のサービスは、音声をインターフェースとして活用し、様々な機能やサービスを提供する。Siri や Google Assistant, Alexa などの音声アシスタント、Google Cloud Speech-to-Text や Amazon Polly などの音声認識・音声合成 API がこれに該当する。これらのサービスでは、深層学習技術の進歩により、人間の自然な会話をより正確に理解し、適切に応答する能力が飛躍的に向上している。

これらのサービスを利用する場合、ネットワークに接続されたアプリ・デバイスを通して、大手プラットフォームが必然的に顧客の音声データを収集し得る状況が生じるため、音声データの収集と利用に関するパーソナルデータの保護に関する法的問題を提起することになる。

④音声・楽曲提供／パーソナライズド音声生成型

合成音声提供型のサービスは、開発された合成音声をパッケージやダウンロード、あるいはアプリやブラウザ上での利用を通して提供したり、あるいは、ユーザーが自分の声を学習し、その声を使って新しい音声コンテンツを生成するものである。個人化された音声クローン作成サービスや AI 音声合成による個人化された読み上げサービスがこれに該当する。これらのサービスでは、機械学習や AI 技術を活用し、ユーザーの声の特徴を学習して再現することが可能になっている。

こうした技術に関して、個人の声を再現するサービスについては、たとえば声帯摘出手術をする方や ALS の方に向けた提供など、医療や福祉分野での活用も注目されている³⁾。

他方で、なりすまし詐欺や偽情報の拡散など、悪用のリスクもある。他人の声、とりわけ声優や俳優などの商業的価値の高い者の声の合成とその無断利用をどのように規制するべきかが、その法的根拠とともに問題となってくる。

3. 政府の政策的対応の動向

AI 技術の進展に伴う声や肖像の保護に関する法的課題について、政府も具体的な政策的対応を進めている。知的財産戦略本部が 2024 年 6 月 4 日に公表した『知的財産推進計画 2024』では、俳優や声優の肖像・声の利用および生成に関して、不正競争防止法との関係性について体系的な整理を行う方針が示された。同計画では、必要に応じて法改正の検討や関連法規における法的解釈の整理も実施する方向性が明示されている。

同日に公表された『新たなクールジャパン戦略』（知的財産戦略本部）においても同様の政策方針が確認され、肖像や声の利用・生成に関する法的整理の推進が政策課題として明確に位置付けられている。このような政府の一連の対応は、声の保護に関する法制度の整備が喫緊の課題として認識されていることを示唆している。

より具体的な政策課題については、内閣府のAI時代の知的財産権検討会による『中間とりまとめ』（2024年5月）において指摘がなされている。同とりまとめでは、特に声優の声を無断で学習・生成するAIの出現と販売という新たな問題が取り上げられている。一方で、適切な許諾を得た上で声優の声を学習・生成するAIの存在も指摘されており、技術利用の両面性を踏まえた法的対応の必要性が示唆されている。

また、現行の不正競争防止法における保護の限界についても言及がなされている。同法では、音声データが「営業秘密」「限定提供データ」「商品等表示」などに該当する場合には一定の規制が適用されるものの、「声」そのものを直接的な保護対象とする制度とはなっていないという構造的な限界が指摘されている。

このような政府の政策面での対応の動きは、声の保護に関する法制度の整備が進展しつつあることを示すものである。しかしながら、具体的な立法措置の内容については、技術の発展状況や関連する権利との調整を踏まえた慎重な検討が必要とされている。

4. 声の特性と知的財産としての位置づけ

音声学のテキストによると、声とは「声帯が振動することによって発生する音」⁴⁾、「世の

中には色々な「音」が溢れているが、その中で「人間が口などを使って作り出す音」を「音声」という」などと説明されている⁵⁾。一般的な辞典でも、「人間が発声器官を通じて発する言語音」⁶⁾、「人間が、音声器官を使って話しことばとして発する音。言語音」⁷⁾といった定義が示されている。

声は物理的、生理的、心理的、言語的な側面を持つ多面的な特性を有する複雑な現象であると言われる⁸⁾。音声学の分野において重要な研究テーマとされる「声の個人性」は、知的財産法における音声の位置づけと保護のあり方を考察する上で重要な示唆を与える。

音声には発話者の個人性情報が含まれており、これは発話者の年齢、性別、健康状態等の一般情報と、個人の同定に関わる情報から構成される⁹⁾。声紋鑑定や話者認識技術は、この個人性情報の同定を可能とし、法的判断においても有用な手段となりうるものである。声紋鑑定技術は、従来から犯罪捜査等で活用されてきた。

高度な分析技術を用いれば、聴覚的には識別困難な微細な差異も検出可能である。このことは、声が本質的にも個人の識別情報として機能する性質を具備しており、個人の人格的生存に不可欠な利益を構成し得ることを示唆するものと考えられる。

ここで、声に由来する情報の知的財産としての保護の正当化根拠を、いわゆる自然権論とインセンティブ論の観点から考察してみると、自然権論の立場からは、声の人格的利益性や、身体を通じた労働の成果としての側面が強調されるであろうし、一方、インセンティブ論の立場からは、声に由来する価値ある情報の生産を促進する効果が着目されることになるとと思われる。

いずれの立場においても、情報というものが

本来自由に使用できるものであるという特質から、他者の自由との調整が不可避の課題となる。その際には、声の類似性判断の困難さや、声に由来する情報の独占による表現の自由や営業の自由への制約の可能性も考慮される必要がある。

また、知的財産法は創作法と標識法に大別されることがある。声を知的財産として保護とした場合、創作法による保護は、実演やレコード等の音声を手段として生み出された成果物を対象とすることになり、標識法による保護は声のもつ標識としての機能の保護を対象とすることになる。内藤¹⁰⁾や井上¹¹⁾が指摘するように、パブリシティ権は標識法としての側面も有する。

現在の知的財産法の領域において声は、パブリシティ権、著作権法、不正競争防止法等によって断片的には保護される。しかし、とりわけ音声合成により人工的に生成される声との関係では、保護の間隙とも言える場面が存在する。

安藤は、著作権法、商標法、パブリシティ権に関する判例法といった知的財産法のほか、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）や消費者契約法、個人情報保護法などとの関係についても検討した上で、「音声の法的保護は、現行法上、パッチワーク的なものにならざるを得ず、音声に対してシームレスな保護を付与する法制度の構築が喫緊の課題」となっていると指摘している¹²⁾。

声の保護に関して、より包括的な保護の枠組みとして人声権という法的概念が提案されている。後述するピンク・レディー事件の最高裁判決において調査官をしていた中島判事は、「人の声は、人物本人の識別情報であり、個人の人格の象徴であるから、その人格に根ざす精神的価値は、肖像を保護する肖像権と同様に立法を待つまでもなく、憲法 13 条の法意に照らし判

例法理で形成されてきた人格権法によって、十分に保護されうるものである」とする¹³⁾。この考え方によれば、すべての人は自らの声について人声権を持つことになる。その上で、ある声が顧客吸引力を発揮する場合には、パブリシティ権も有することになる。人声権は人格権であり「知的財産」とは性質の異なる権利であることから、本稿では考察の対象とはしないが、声に関する人格権の存在が判例法によって明確に承認されれば、音声に対してのシームレスな法的保護の実現に一步近づくものと思われる。

5. 著作権法による声の保護

5.1 著作権による保護

声の著作権法による保護を考えると、著作物に該当するかどうかが一応は問題となる。著作権法による著作物といえるためには、「思想または感情を創作的に表現したもの」（2 条 1 項 1 号）に該当しなければならない。この点について、声は表現をするための手段にすぎず、表現そのものではないということから、特定人の声や合成音声の特徴それ自体を著作物として保護することはできないといえる。

なお、音楽作品で特定の歌手が歌唱することを指定したり、アニメ作品の脚本において特定の声優の声を利用することを指定したとしても、原則として、それらは表現の手段を指定したにすぎず、表現の内容を構成しない。例外的に、ある手段を用いることが当該著作物の表現の同一性を保持するのに必要な場合、異なる手段を用いることで著作物の表現内容の改変をもたらすと評価できる場合もあるだろう。たとえば、ある脚本において男性が演じることが指定されている場合に、それを女性が演じるときには、

性別による演技が作品の本質的要素であり、そのために著作者が明確に性別を指定しているのであれば、同一性保持権（20条）の侵害となる可能性はあるだろう。しかし、特定の人物の演技を指定することは、脚本等を利用させるライセンスの条件にはなり得ても、表現それ自体とは関係がないといえる場合が多いであろう。

また、固定が要件となっている著作物に固定された声については、間接的な法的保護が認められる場合がある。具体的には、映画の著作物に固定された音声の無断での差替えは、当該映画の著作物の同一性保持権（20条）の侵害を構成する可能性がある。同一性保持権は、著作者人格権の一つとして、著作物の同一性を維持する権利を著作者に与えられている。映画の著作物において、特定の声の利用が作品の本質的な構成要素として位置づけられる場合、それを無断で変更することは作品の同一性を損なう改変として評価されるものと考えられる。ただし、この場合において権利を持つのは、声の持ち主ではなく、映画の著作物の著作者である。

5.2 著作隣接権による保護

5.2.1 実演

声の実演については、著作隣接権による保護が考えられる。著作権法上、実演とは、「著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること（これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む。）」と定義されている（2条1項3号）。一方で、実演家に関しては、「俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し、又は演出する者」と定義されている（2条1項4号）。

したがって、たとえば、声優が声を用いて著

作物を演じた場合、その「実演」は著作権法により著作隣接権の対象として保護される。他方で、アナウンサーがニュース原稿を読む行為のように「演じていない」行為は、実演として保護されない（単なる日常会話、会議でのプレゼンテーションでのやり取りなども同様）¹⁴⁾。

著作権法上、実演家は「その実演を録音し、又は録画する権利を専有する」とあるので（91条1項）、録音権と録画権を有している。

実演家が有する録音権における「録音」とは、「音を物に固定し、又はその固定物を増製すること」と定義されている（2条1項13号）。固定の方法については、著作権法には特に定義はない。実演家は、録音権として、生の実演を無断で録音されない権利と、朗読など音の実演が収録されたレコードを無断で増製されない権利を有している。たとえば、小説などを実演家が朗読しているときに無断で録音すること、録音したものを増製することを、それぞれ禁止できる権利を有している。

しかし、元の実演のコピーを介さず似たような実演が作られたとしても、実演家の権利は及ばない。たとえば、ある実演を真似して、別の実演をすることは少なくとも実演家の権利は侵害しない。このことは通常は特段の問題は生じないが、最近では生成AIを用いて、特定の声優が演じたものと区別が付きにくいような音源も作ることができるようになり、そうした実演類似物の法的な位置付けが問題になっている。

5.2.2 レコード

音声の著作隣接権による保護においては、レコードとしての法的保護も考えられる。著作権法2条1項5号は、レコードを「レコード蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定し

たもの（音を専ら映像とともに再生することを目的とするものを除く。）」と定義している。また、同条同項4号において、レコード製作者は「レコードに固定されている音を最初に固定した者」と規定されている。

このような定義に基づけば、音声のレコードとしての保護は、当該音声の最初の固定行為によって成立する。ここで留意すべきは、著作隣接権の主体がレコードに固定された音声の発声者（声の持ち主）ではなく、その音声を最初に固定したレコード製作者となる点である。

レコード製作者は、当該レコードを複製する権利を専有している（96条）。たとえば、朗読音声を収録したレコードの無断複製に対して、レコード製作者は差止請求をすることができる。

ただし、この権利は当該原レコードやその複製物についてのみ及ぶ。すなわち、原レコードの複製を伴わない録音類似物の制作に対しては、原レコード製作者の権利は及ばない。レコードに関しては、最初に音を固定する都度、それがコピーでない限り、別途新たなレコードが制作されたと考えるのである。そのため、生成AIとの関係でいえば、あるレコードと類似のものが出力されても、原レコードが部分的にもコピーされていないければ、権利は及ばない可能性がある。そうした録音類似物との関係で、何ををもって複製と考えるのかという難しい問題が生じる。

5.3 生成AIとの関係

5.3.1 開発・学習段階

声の実演が収録されたレコードを、生成AIの開発・学習のために利用した場合、著作権法上、どのように規律されるか。この点について、2024年3月に文化庁の審議会が作成した『生成AIに関する著作権の考え方について』（以下、『考

え方』）では、著作隣接権に関しては検討をしていないが、多くの点で共通すると思われるため、これをを参考にしながら分析を試みる。また、生成AIの問題を考えるときに、開発・学習段階と生成・利用段階に分けて考えることが通例なので、本稿でもそのように分けて検討する。

実演の音源を機械学習に供する行為は、原則として形式的には録音権の侵害を構成する。なお、映画の著作物に含まれる実演であっても、音声部分の抽出による機械学習は「録音物に録音する」行為としてワンチャンス主義（91条2項）の例外と考えられるため、同様に録音権侵害の可能性を有すると考えられる。

ただし、情報解析目的での利用については、102条1項による30条の4の準用により、一定条件下で録音権が制限されて侵害とならない。このことを述べるものとして、古場によると、特定の歌手が歌う楽曲データを大量に解析して当該歌手の歌い方を抽出することは、情報解析にあたり適法であるとされる¹⁵⁾。

30条の4は著作権に関する権利制限規定であるため、「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」と規定されているが、実演に関する準用の場合の解釈としては、102条9項2号を参照し、「当該実演等を自ら享受し又は他人に享受させる目的」と当てはめた上で準用されると考えられる。

本問題に関する主要な学説として、まず奥邨による本来的効用非享受説が挙げられる¹⁶⁾。この説では、レコードや実演の本来的効用の獲得の有無を判断基準とし、本来的効用を得る利用とそうでない利用の区別を重視する。次に、佐藤による物理的連鎖基準説があり、これは音声固有の特徴量データの物理的連鎖の維持を判断

基準とする¹⁷⁾。この説は安藤の提唱する「ルート主義」と同様の考え方を基礎としている¹⁸⁾。

物理的連鎖基準説では、原レコードから作成された複製物、さらにその複製物から作成された後続の複製物においては、物理的連鎖が維持されていると解される。一方で、原レコードと音響的特徴が酷似していても、スタジオにおける新規収録によって作成された音源については、新たな実演として位置付けられ、物理的連鎖は認められない。このように、音源の作成過程における物理的連鎖の存続または断絶が、法的判断における重要な判断要素となる。

物理的連鎖基準説は音声固有の特徴量データを物理的連鎖の判断対象として採用するものの、その判断基準の具体化には課題が残されている。佐藤説においては特徴量データの具体的定義が明示されておらず、この点で更なる理論的精緻化の余地があるといえる。

この問題を考察するにあたり、音響学における音響特徴量の概念が示唆に富む。音響特徴量とは、「音に含まれる特徴を様々な基準で数値化したもの、もしくは数値化をするための基準と定義される¹⁹⁾。具体的には、音の高さ、強度、音色、基本周波数、スペクトル分析等の基本的パラメータに加え、周波数や時間パターン、スペクトル変化、振幅等、多岐にわたる要素が含まれる²⁰⁾。多数の測定指標が存在するようであるが、これらの特徴量は物理的評価を通じて客観的に数値化されることが特徴である。

しかしながら、音響特徴量の適用は研究分野や目的によって選択的になされ、統一的な基準は確立されていないようである。特にレコードや実演の同一性判断において、音響特徴量の概念を考慮するとしても、複数の音響特徴量の測定指標のうちいずれを判断基準として採用すべ

きかについては、なお検討を要する課題である。本領域における研究の進展は途上段階にあり、より詳細な考察については今後の研究課題として位置付けられる。

①非享受目的の解釈

著作権法 30 条の 4 の適用または準用する際、著作物を利用した機械学習において、享受目的が併存するには、同条の適用は排除されると解されている²¹⁾。

佐藤は学習行為における実演家の権利について、実演が録音や録画され、その物理的連鎖が続いている限り、著作権法の録音権や録画権が及ぶが、システムへのデータの読み込み自体は情報解析を目的とするものであり、著作権法 102 条の準用する 30 条の 4 第 2 号に該当し、学習行為に録音権や録画権は及ばないとする²²⁾。もともと、佐藤説は享受目的の併存に関する例外的事例の存在を必ずしも否定していない。

②享受目的が併存する場合

『考え方』は、既存の学習済みモデルに対する追加的学習において、「意図的に、学習データに含まれる著作物の創作的表現の全部又は一部を出力させることを目的とした追加的な学習を行うため、著作物の複製等を行う場合」に享受目的が併存する可能性を指摘している²³⁾。たとえば、音楽の分野で考えると、AI 開発事業者が特定のアーティストの楽曲の創作的表現の一部を模倣する AI の開発を目的として当該アーティストの楽曲を大量に学習させる行為が、享受目的の併存に該当するものと解される。

実演等に関しても、既存の学習済みモデルに対する追加的学習（学習データの収集・加工を含む）において、意図的に学習データに含まれ

る実演の本来的効用の獲得または物理的連鎖の維持を目的とした追加的学習のための実演の複製等を行う場合には、享受目的の併存が認められる可能性が存在する。特に、特定の音声固有の特微量データの物理的維持を目的とする追加学習は、音響特微量の維持を基準とする物理的連鎖基準説に基づくのであれば、享受目的の併存を構成する可能性もあるように思われる。

さらに『考え方』は、著作権に関して、「学習データに含まれる著作物の創作的表現の全部又は一部を出力させる意図までは有していないが、少量の学習データを用いて、学習データに含まれる著作物の創作的表現の影響を強く受けた生成物が出力されるような追加的な学習を行う場合」においても、享受目的が併存すると解釈している²⁴⁾。この解釈を実演やレコードに準用するならば、少量のデータを用いて音声固有の特微量データを物理的に維持する生成物を出力させるような学習を行う場合、学習データに含まれる実演の音声固有の特微量データの物理的維持を目的とする行為として評価される可能性を否定できない。

他方、大量かつ多様な音声データを学習対象とする過程において特定の実演家の音声が含まれる場合、当該音声固有の特微量データのみの維持を目的とするものとは評価されにくい。これは、大量かつ多様なデータの学習によってAIが特定の音声固有の特微量データに依存しない汎用的能力を獲得する過程において、特定の実演家の音声固有の特微量の維持を目的としているとの評価が困難となるためである。したがって、多様なデータの大量学習の事例においては、享受目的は併存しないこととなる可能性が高いと考えられる。

③実演家の権利を有する者の利益を不当に害する場合の考え方

実演家の権利を不当に害する場合の判断においては、著作権法 30 条の 4 のただし書きの適用が問題となる。非享受目的での利用に対する 30 条の 4 の適用は、権利者の利益を不当に害する場合には制限されるものと解される。言い換えると、権利者の利益を不当に害する場合には、非享受目的での利用であっても権利制限規定の適用対象外となる。

『考え方』は、著作権者の利益を不当に害するか否かの判断要素について具体的な指針を提示している²⁵⁾。たとえば、①AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられており、かつ、②この種の措置が講じられていることや、過去の実績、つまり情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の作成実績、ライセンス取引に関する実績といった事実から、当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来、販売される予定であることが推認される場合において、措置の回避とデータ収集行為がなされれば、著作権者の利益を不当に害すると判断される可能性があることが示唆されている。

この考え方は、基本的には実演やレコードの場合にも同様に当てはまるであろう。具体的には、実演の音声データに関して上記に相当する保護措置が講じられているにもかかわらず、当該措置の回避を伴うデータ収集行為がなされる場合、その他の具体的な状況によっては、実演家の権利を不当に害するものとして権利制限規定の適用対象外となる可能性は否定できない。

5.3.2 生成・利用段階

5.3.2.1 問題の所在

生成・利用段階における著作物の利用形態は、生成指示（プロンプト）の入力および生成 AI による出力（生成物）の生成に大別される。後者に関しては、以下の 4 つの法的論点が存在する。第一に、学習元の実演の録音・録画該当性の問題、すなわち、生成物が学習元の実演に類似する場合における当該生成物の法的評価の問題である。第二に、新たな実演の録音・録画の成立可能性、換言すれば生成物自体の権利主体性の問題が挙げられる。第三に、生成 AI による合成音声データのレコードとしての成立可能性および著作隣接権の発生の有無という問題がある。第四に、合成音声データに関するレコード製作者の主体の特定という問題が存在する。

5.3.2.2 プロンプト入力に関する法的評価

生成指示としてのプロンプト入力に関して、特定の音源の一部を音声入力として使用する場合が問題となる。この場合、当該入力行為は「生成物の生成のため、入力されたプロンプトを情報解析するもの」²⁶⁾として、著作権法 30 条の 4 の適用対象となる可能性が高い。具体的事例として、音声録音データと自作の文章を入力し、当該音声の特徴を模倣した音声による文章読み上げ音源を生成するケースが想定される。この場合、プロンプト入力における録音データの複製は、情報解析目的での利用として同条の適用を受けるため、著作隣接権侵害を構成しない。

さらに、音声録音データから話者の属性（年齢、性別、国籍、居住地域等）を判定させる利用形態においても、入力された音声固有の特徴量データの物理的維持を目的とするものではなく、新たな生成物作成のための情報解析として

位置づけられるため、著作権法 30 条の 4 の適用対象となる。本来的効用非享受説からのアプローチにおいても、効用の具体的内容は検討を要するものの、同様の結論が導出されると解される。

文化庁の見解によれば、「生成 AI に対する入力に用いた既存の著作物と類似する生成物を生成させる目的で当該著作物を入力する行為」²⁷⁾は、30 条の 4 の適用対象外となる。具体的には、特定のマンガキャラクターの画像入力によるそのキャラクターの類似画像生成、または有名楽曲の楽曲データの入力による類似メロディの生成等において、入力著作物の創作的表現の再現を目的とする場合、「著作物に表現された思想又は感情を享受する目的」の併存が認定される可能性がある。

音声分野における具体例として、小説を朗読した実演の録音物を入力し、部分的に方言に変換する等の改変を加えた読み上げ音源を出力する場合が挙げられる。この場合、入力された音声固有の特徴量データを物理的に維持する生成物の再現を目的とするため、物理的連鎖基準説の観点からは 30 条の 4 の適用が否定されて、侵害となる可能性があるだろう。

5.3.3 生成物の法的評価

5.3.3.1 学習元実演との関係性

生成 AI による出力が学習元の実演の録音・録画に該当するか否かについては、学説上の対立が存在する。該当性を肯定する説（佐藤²⁸⁾）と否定する説（張²⁹⁾・安藤³⁰⁾）とがある。否定説を取る安藤は、学習素材となる音声固有の特徴量データの物理的維持の有無の判別可能性に疑問を呈し、特に「統計モデル型音声合成方式」採用時における物理的同一性の不存在を根拠と

して、著作隣接権侵害の成立を否定する。これに対し佐藤は、生成 AI の学習済みデータ使用による生成物から元の実演が認識可能な場合、当該事実をもって物理的連鎖の維持を認める余地があると主張する。これはどういうことか。

5.3.3.2 物理的連鎖の判断基準

物理的連鎖の判断基準に関して、レコードの複製権侵害の文脈における「ルート主義」の適用が問題となる。原盤からの直接的複製の場合、物理的連鎖の存在は明確である一方、新規録音による原盤作成の場合、類似性の程度に関わらず物理的連鎖は否定される。

この判断基準の適用に際して、レコードに関する示唆的な事例として、オルゴールのシリンダー製造が挙げられる。著作権法上の「レコード」と解されているオルゴールにおいて、同一金型使用によるシリンダー製造は物理的連鎖を維持するが、手作業によるピン打ちの場合、その連鎖性は否定される可能性がある。同様の問題は MIDI データの制作においても生起し、データの直接的複製と新規打ち込みでは、物理的連鎖の判断の結論が異なる可能性がある。

実演に関しても、固定物の増製における物理的連鎖の維持と、新たな実演による固定との区別が確立している。しかし、生成 AI による音源制作において、学習済みデータを用いた類似する音響特徴量を持つ合成音源の生成は、この伝統的区分の適用を困難にする。この文脈において、佐藤説は「元の実演の物理的な連鎖について、直接的なものに限らず、因果関係が途切れていないという程度でも、元の実演が認識可能であれば十分元の実演とその録音物や録画物との対応は確保できる」と論じ、より柔軟な解釈の可能性を示唆する点に特徴がある³¹⁾。

5.3.4 生成 AI による新たな権利の成立可能性

5.3.4.1 実演類似物の実演としての成立可能性

生成 AI が出力したものの法的性質に関して、当該出力が実演として成立するか否かという根本的問題が存在する。この問題は、生成 AI の利用が新たな権利を創出するのか、あるいは権利のない単なる情報の生産に過ぎないのかという本質的な分岐点を形成する。

この点に関する学説状況を概観すると、愛知、奥邨、古場による肯定説と、現行法による解釈としては難しいとする説(前田)が存在する³²⁾。愛知説は、著作権法 2 条 1 項 4 号における「演出する者」の概念に依拠し、生成 AI 利用者を実演の演出者として位置付ける可能性を示唆する。前田説は、現行法の解釈論としての困難性を認識しつつ、価値判断としてそうした実演を作成可能な AI モデルの作成者に対する実演家の権利の付与の可能性を指摘する。

さらに、実演の成立要件として検討すべき論点として、音の高低や感情表現等の設定における人的関与の程度が挙げられる。すなわち、これらの要素を人為的に調整した場合と、AI が自律的に決定した場合との法的評価の差異が問題となる。

この文脈において、AI 利用者を演出家として捉える解釈を採用する場合でも、演出の対象となる実演それ自体が人間の行為である必要があるか否かという理論的な課題が浮上する。他方、AI 利用者は AI を自らの演技の「道具」として使用しており、演じているのは AI 利用者であるという法的構成も考えられる³³⁾。

5.3.4.2 録音類似物のレコードとしての成立可能性

生成 AI による合成音声データのレコードとしての法的評価に関して、著作権法上のレコー

ドの定義（「蓄音機用音盤，録音テープその他の物に音を固定したもの」）の解釈が重要となる。立法担当者のテキストによれば，この定義には機械的に音を再生することが可能なもの，機器を操作すれば音がそこからでてくるものを意味するとされ，オルゴールのようなものも含むと解されている³⁴⁾。

合成音声データのレコード該当性に関して，生成 AI により作成された MP3 等の音声ファイルは音の波形のデジタル的固定として捉えられる。さらに，MIDI データ等の演奏情報のみを含むデータについても，従来からオルゴールや自動演奏装置との類似性が指摘され，レコードとしての保護可能性が論じられている³⁵⁾。

このような解釈の幅広さに鑑みると，生成 AI による合成音声データもレコードに含むものと解され，著作隣接権の保護対象となるのではないかと思われる。また，この法的保護は，合成音声技術の発展および創作的利用の促進に寄与し得ると考えられる。

レコード製作者の主体の確定に関しては，著作権法上の定義（レコードに固定されている音を最初に固定した者）に基づく検討が必要となる。この文脈において，生成 AI の利用形態に応じて以下の可能性が想定される。

第一に，ユーザーがテキストや設定を入力し，音声データを生成・保存する場合，当該ユーザーがレコード製作者となる可能性がある。第二に，サービス提供者側が権利主体となる可能性も存在する。特に，プラットフォーム側が音の固定を実質的に行い，ユーザーの関与が限定的である場合，サービス提供者をレコード製作者と解する余地がある。

具体的な権利帰属の判断は，個別事案における利用規約の内容，ユーザーの関与度，生成 AI

の自律性の程度等を総合的に考慮して行われる必要があるだろう。特に自律的 AI による全自動的な生成の場合，サービス提供者が当初からレコード製作者となる可能性もあると解される。

6. 判例法のパブリシティ権による保護

6.1 パブリシティ権の法的構成と判例法理

パブリシティ権の法的構成に関する学説は，主として財産権説，人格権説，およびインセンティブ論の三つに大別される。ただし，インセンティブ論は財産権説および人格権説とは異なる次元の理論的説明として位置づけられる。

財産権説は，顧客吸引力に対して財産権としての価値を認める見解である。これに対し，最判平成 24 年 2 月 2 日民集 66 卷 2 号 89 頁〔ピンク・レディー事件〕が採用する人格権説は，個人の人格を象徴する氏名，肖像等について，みだりに利用されない権利を認め，顧客吸引力を排他的に利用する権利を人格権に由来する権利の一内容として構成する。

〔ピンク・レディー事件〕最判は，人の氏名，肖像等が個人の人格の象徴であり，みだりに利用されない権利を有することを明確に判示している。同判決の調査官解説によれば，「肖像等」の概念には，人物識別情報としてのサイン，署名，声，ペンネーム，芸名等が包含される³⁶⁾。

パブリシティ権の成立要件として，肖像等が商品の販売を促進する顧客吸引力を有することが前提となる。したがって，権利主体は有名人であるか，あるいは少なくとも肖像等に顧客吸引力を保持する者であることを要する。声のパブリシティ権を認める場合でも，声に対する人格的利益の存在が理論的前提となる。したがって，純粋な財産権説を採用しない限り，声の人

格的利益ないし声の人格権の概念は、パブリシティ権の正当化根拠として不可欠な要素となる。

6.2 パブリシティ権侵害の判断基準

6.2.1 「専ら基準」の三類型

〔ピンク・レディー事件〕最判は、肖像等の無断使用行為に関して、(1)肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、(2)商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、(3)肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に、パブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となると解するのが相当であるとする。

これらの三類型のいずれかに該当する場合、または「など」に該当する場合において、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするときは、パブリシティ権侵害として不法行為法上の違法性が認められる。

調査官解説によれば、この三類型の設定は「権利範囲の外延を明確にして、表現行為、創作行為等への萎縮的効果を防ぐ」ことを目的とする³⁷⁾。つまり、判例法によって形成されたパブリシティ権において、抽象的な規範提示による法的不安定性を回避し、具体的な判断基準を提供する意義を有する。そうした理由を考慮すると、「など」として示される類型については、その趣旨に鑑み限定的解釈が要請されると解される。

6.2.2 声のパブリシティ権における類型的考察

声のパブリシティ権に関して、田邊によると「①デジタルボイスを販売したり、②デジタルボイスを搭載した目覚まし時計、ゲームのNPC (Non Player Character) に特定の声を搭載する場合、③有名声優の声で商品のサービス名を読

み上げる場合、「某声優になれるボイスチェンジャー」と題するソフトウェア商品を販売するウェブサイトにおいて、サンプルとしてデジタルボイスが使われているような場合が該当する可能性がある」とする³⁸⁾。これらの事例は、声の商業的価値の利用形態として典型的といえる。

さらに他の例も考えてみると、第1類型に関して、有名人のボイスメッセージ、ボイススタンプ、芸能人のボイスアラーム等が想定される。これらは声自体が独立した鑑賞対象となる商品として提供される場合である。

小説などの言語の著作物の朗読を収録するオーディオブックに関しては、独立鑑賞要件との関係で、第1類型に分類するのは適当ではなく、朗読される著作物自体が主たる鑑賞対象を構成し、顧客吸引力のある声は商品の差別化要素として機能するので、第2類型に区分されるものと解される。なお、第1類型の典型とされる事例（たとえばブロマイド写真）でも著作物としての側面は有する場合もあるが、人物の肖像が主たる鑑賞対象となる点で、独立鑑賞要件を充足すると評価されるので第1類型に該当する。

第2類型に該当する事例として、有名人の声を利用した各種電子機器およびアプリケーション（目覚ましアプリケーション、GPS、電子辞書、ナビゲーションシステム、スマートスピーカー等）が挙げられる。これらは商品の差別化要素として特定の声を付加する典型例として位置づけられる。合成音声技術の発展により、権利者の許諾に基づく音声利用が適切になされる場合、新たな収益機会の創出につながる可能性を有する。

第三類型は広告利用に関する類型であり、具体的にはラジオCM、店内アナウンス、商品宣伝を含む電話待機メッセージ等における有名人

の声の使用が該当する。この類型は、有名人の声が持つ顧客吸引力を広告・宣伝目的で積極的に活用する典型的な商業利用形態である。

6.3 声の特殊性と顧客吸引力

氏名、署名、ペンネーム、芸名等は、視覚的・聴覚的認識可能性に加え、言語的要素を含むことから、顧客吸引力を獲得した特定の個人との結合が比較的容易である。肖像やサインについても、需要者層における認知度が高ければ、特定人物の想起と顧客吸引力の結合が成立する可能性が高い。これに対し声の場合、①名前と声、肖像と声等の付加的情報なしには、特定人物との結合が困難な場合が多いこと（単独識別の困難性）、②視覚的認識不能性および言語的要素の不存在により、特定人物との同定に困難が存在すること（識別情報としての特質）、③長期的な全国的認知や特定需要者層における高度な認知度等の補完的要素が必要となること（補完的要素の必要性）という特性がある。

したがって、基本的には、人物識別情報としての識別力が相対的に弱く³⁹⁾、他の要素と共用いられることで顧客吸引力を持つことが多いと考えられる。ただし、特定の声が長期にわたり全国的に認知されている場合、または特定の商品・サービスの需要者層において高度な認知度を有する場合には、声単独でも顧客吸引力を獲得し、特定人物を想起させる機能を果たし得る可能性はあるだろう。

6.4 対象の同定とその類似性の判断

声の同定可能性の判断においては、声紋、録音物、聴き手の認識等が判断要素として想定されている⁴⁰⁾。また、著作隣接権の文脈で論じられた音響特徴量による判断手法も、同定可能性

の判断において有用な基準となり得るだろう。しかし、従来のパブリシティ権に関する裁判例が主として同定が比較的容易な氏名、サイン、肖像を対象としていたため、同定可能性の判断基準は必ずしも精緻化されていない状況にある。

パブリシティ権の客体たる氏名、署名、ペンネーム、芸名については、通常、完全な同一性が認められる使用形態が多く見られる。この場合、人物識別情報自体に本人との同定可能性を有する類似性が存在すれば、パブリシティ権の及ぶ範囲として解される。

ただし、それらの場合でも、パロディ的使用等、意図的に本人との同定可能性を排除する工夫が施された場合については、パブリシティ権の保護対象から除外される可能性がある。例えば、著名人の氏名の一部を意図的に改変し、明確に異なる人物を示す場合などが該当する。

肖像に関しても同様の解釈が可能であり、本人との同定可能性が認められる場合に保護が及ぶ。ただし、調査官解説は、本人に似ている動物などの図柄が需要者にとって本人を識別するものとして著名である場合も含むことを指摘している⁴¹⁾。これは、直接的な肖像でなくとも、需要者の認識において本人との結びつきが確立している表象についても保護の必要性を認めるものである。

これに対して声のみが人物識別情報として使用される場合、氏名やサイン、肖像と比較して本人との同定が困難となる場合が多い。そのため、有名なせりふや特徴的な話し方等の付加的情報との組み合わせが、同定可能性の判断において重要な要素となる。例えば、特定のフレーズや独特の話法との結合により、本人を想起する可能性が高まる場合がある。

しかしながら、声のみの使用の場合、肖像や

氏名と異なり、単独での同定可能性に制約が存在する点には留意が必要である。そのため、声のパブリシティ権の適用範囲は、当該声が著名な域に達している場合や、特定の需要者層において明確な認識が確立している場合等に限定される傾向が生じるものと推測される。

なお、写り込みのように偶発的かつ副次的な利用形態については、顧客吸引力の利用目的の有無という観点から判断がなされると解されている⁴²⁾。この解釈は、パブリシティ権の保護範囲を合理的に画定する機能を果たしている。

6.5 モノマネ・声真似の法的位置づけ

モノマネ・声真似は、パブリシティ権の保護と表現の自由の調整が特に要請される領域を形成する。類似の肖像や声を用いることにより本人の人物識別情報として機能し、本人との同定が可能となる場合であっても、その法的評価においては表現行為としての性質を考慮する必要がある。

この点について、〔ピンク・レディー事件〕最判では、無断使用でも正当な表現行為として受忍される場合があると説かれている⁴³⁾。実演家の技能による芸能行為としてのモノマネは、本人との誤解を防止する表示の存在や、そうした誤解を生じさせない状況下での実施であれば、正当な表現行為として許容されるべき場合に該当すると考えられる。

6.6 AIカバーの法的課題

近時、AIカバーによる合成音声の問題は、パブリシティ権の新たな課題として顕在化している。有名歌手の合成音声を用いたAIカバーが公開される場合、「〇〇AIカバー」（〇〇は有名歌手の名前）という形式で元となった声の帰

属主体を表示したり、それだけでなく、カバーの対象となった曲を歌うアーティスト名も併記するケースもある。こうした状況は、パブリシティ権侵害の判断を困難にする要因となっている。

合成音声技術は、人間の技能を要することなく高精度の音声再現を可能とする。この技術的特質により、モノマネ芸人による実演とは本質的に異なる法的評価が必要となる。技能を活かした表現行為としてのモノマネと異なり、AIカバーの生成は比較的容易かつ量産可能性があり、権利者の利益を広範に侵害する可能性もある。

日本俳優連合の調査によれば⁴⁴⁾、顔や声の生成AI利用に関して、実演家の間では「絶対に利用を避けるべき」「出来ればやめて欲しい」との意見が多い。「適正な対価での利用を容認する」との意見もあるようだが、いずれにしても実演家の間では、合成音声による声の無断利用には、重大な問題があると捉えられている。

もちろん、AIカバーについても、作り手の表現活動としての側面があることは看過できない。しかしながら、声真似と異なって人間の技能を要しないAIカバーについては、パブリシティ権を有する側が「正当な表現行為として受忍すべき場合」に該当しにくいものと解される。

さらに、AIカバーについては、その提供者が商品等やその広告における顧客吸引力の発揮を目的で利用しているわけではなく、三類型のいずれにも該当しにくいという問題もある。この点について、〔ピンク・レディー事件〕最判の調査官解説は、ファンサイトまたはブログへの肖像写真掲載について、原則として商品等には該当しないとの解釈を示しつつも⁴⁵⁾、大量の掲載により本人等の営業上の利益を現実に害する場合においては、「など」該当性が認められる

余地があるとする⁴⁶⁾。この解釈枠組みは、生成音声の利用形態の評価においても示唆的である。

また、田邊の分析によれば、声優本人等が音声を販売している状況下において、音声生成 AI を用いた生成物の視聴等により営業上の利益が現実に侵害されている場合、パブリシティ権行使の可能性が開かれるとされる。さらに、生成音声の掲載によりウェブサイトの広告収入等が発生している場合、当該生成物自体が「商品等」に該当するとの解釈、あるいは「など」該当性を認める解釈により、パブリシティ権侵害の主張が可能となる余地があるとも説明する⁴⁷⁾。

6.7 機械学習とパブリシティ権の抵触

6.7.1 開発・学習段階における法的評価

機械学習段階におけるパブリシティ権の適用については、著作権の場合とは異なる評価が必要となる。〔ピンク・レディー事件〕最判の示した侵害三類型を前提とする限り、学習行為それ自体を侵害と構成することは理論的に困難である。

なお、開発・学習段階の行為主体と生成・利用段階の行為主体が同一である場合、または規範的に同一の利用主体と評価される場合においては、両段階の行為を一体として捉え、学習行為それ自体を侵害行為と評価する余地も理論的には存在する。しかしながら、パブリシティ権侵害の判断において三類型がある意味で限定的に列挙され、「など」の解釈も制限的になされている現状に鑑みれば、このような一体的評価による侵害の成立は困難であると解される。

6.7.2 生成・利用段階における規律

生成・利用段階における規律についても、同様に侵害三類型および「など」該当性の枠組み

による判断が求められる。柿沼は、事例に即した分析を展開しており、生成された音声が社内利用にとどまる場合には侵害が否定される一方、その販売行為については侵害三類型に該当し、侵害を肯定すると述べている⁴⁸⁾。この見解は、利用形態の相違に応じた段階的な法的評価の必要性を示唆するものである。

7. 不正競争防止法

7.1 商品等主体混同行為の規制

不正競争防止法 2 条 1 項 1 号は、商品等主体混同行為の規制を定める。この規定は、他人の周知な商品等表示と同一又は類似の商品等表示を使用し、混同のおそれを生じさせる行為を規制対象とする。その要件として、原告の商品等表示の周知性、原告と被告の商品等表示間の類似性、被告の商品等表示としての使用による混同のおそれが求められる。

まず問題となるのが、原告の商品等表示の周知性との関係で、声が「他人の周知な商品等表示」として認められる場合の判断である。

この点について、氏名・肖像が「他人の周知な商品等表示」として認められるには、①芸能人などがその氏名・肖像を用いたタレント活動をすることで、それが営業の主体を示す表示として周知であれば足りるのか(広義営業表示説)⁴⁹⁾、それとも、②氏名・肖像を用いた商品の出所やタレント活動に関連する営業の主体を示す表示として、当該氏名・肖像が周知になっていることが要求されるのか(出所識別機能説)という立場の違いがある(説の名称は仮のもの。以下同じ)。

また、②出所識別機能説は、商品化事業に用いられる芸能人の肖像等は、商品等表示に該当

するという立場(本来的出所識別機能肯定説)⁵⁰⁾と、次の裁判例のように、肖像等は本来的に出所表示機能を果たすものではないとする立場(本来的出所識別機能否定説)とに分けられる。

裁判例⁵¹⁾では、あるタレントが所属事務所との専属契約解除後も、事務所のホームページに自身の肖像写真や氏名が掲載され続けていることについて、不正競争防止法2条1項1号に基づく請求を行った事案がある。裁判所は、氏名及び肖像は本質的に人物識別情報としての性質を有するに過ぎず、その本来的機能として商品又は営業の出所表示機能を有するものではないと判示し、そのうえで、原告は一タレントとしてプロダクションに所属していたのみであり、自身で事業主体としてのプロダクション業務等を行っていた事実は認められなかった。加えて、原告の氏名及び肖像が人物識別情報を超えて原告自身の営業等を表示する二次的意味を獲得したとは認められず、タレントとしての知名度とは別個に、原告自身の営業等を表示するものとして周知性を獲得したとも認められないと判断している。この判決は、タレント業それ自体を独立の営業として捉えることに消極的な立場を示したものと評価できる。タレントの肖像や氏名に関する事案であるが、声についても同様に考えることになるであろう。

①広義営業表示説の立場で考える場合、声優としての本来の業務を行なっている声優であれば、その声が商品等表示と評価される場合があると考えられるし、本来的出所識別機能肯定説でも、商品化事業やそのライセンスビジネスを行なっている場合は同様の結論となる。

しかし、需要者との関係で「声のみ」によって「周知な」商品等表示と判断されるケースは非常に限られた場合であると考えられる。仮に

周知性が認められる場合があるとしても、有名なセリフなど、声以外の要素と組み合わせて商品等表示として認知される場合が多いであろう。

また、同号には被告の側が商品等表示として使用するという要件もある。被告の側が商品化・広告宣伝において肖像等を使用する場合、それは商品等表示としての使用といえるかが問題となる。学説では、商品化類型のみならず、広告宣伝における肖像等の使用についても、品質保証機能を発揮するという理由で肯定する説もあれば⁵²⁾、商品化類型については肯定しつつも、テレビCMを例に視聴者が芸能人をCMの対象商品を示す商品等表示だとは考えないことを理由に1号・2号の適用を困難とする立場もあり⁵³⁾、見解が分かれている。

その他に、混同のおそれの要件も充足する必要があるが⁵⁴⁾、「他人の周知な商品等表示」をどのように解するかによって、この要件の判断の仕方も異なるものと考えられる。

以上のように、声を要素とする商品等表示について同号の規制が及ぶ可能性は否定されないものの、声のみが使用されるケースにおいて、これらの要件を充足する場合というのは相当限定的なものではないかと推察される。

7.2 品質等誤認表示行為の規制

不正競争防止法2条1項20号は、商品役務の品質、内容等について誤認を生じさせる表示を規制対象とする。なお、同号に基づく請求の請求権者は営業上の利益を害される者に限られ、消費者や消費者団体は含まれない。AIによる合成音声の利用に関して、20号との関係では以下の類型的な検討が可能である。

まず、特定の声優の合成音声を使用しながら「声の出演：A」と表示する場合、需要者は人間

の実演による音声と誤認する可能性が高く、品質や内容の誤認を惹起する表示として同号の適用対象となり得る。これに対し、合成音声の使用を明示する場合、誤認の惹起は否定される。

また、合成音声の使用について何らの表示も行わない場合には、積極的な誤認惹起表示の不存在により、原則として同号の適用は否定される。他方、合成音声の使用にもかかわらず「AI不使用」などの表示を行う場合には、誤認惹起表示として同号の適用対象となる可能性がある。

「AI〇〇」「〇〇タイプの音声使用」等（〇〇は声優やタレントの名前）、合成音声であることを示唆する表示については、誤認の惹起は否定される。このような表示を規制するには、誤認要件に依拠しない新たな表示規制制度の創設が必要となり、その際には権利者の正当性確保と第三者の予測可能性担保の観点から、登録制度等の整備も検討課題となる⁵⁵⁾。なお、このケースについては、氏名等のパブリシティ権で対応できる可能性はある。

7.3 信用毀損行為の規制

不正競争防止法 2 条 1 項 21 号は、競争関係にある他人の営業上の信用を毀損する虚偽の事実の告知・流布行為を規制対象とする。合成音声技術の発展に伴い、この規定の適用が問題となる新たな事例の出現が想定される。

本規定の適用が検討される典型的な事例として、以下の行為類型が想定される。第一に、有名人の声を模倣した合成音声を無断で作成し、当該人物が実際には行っていない発言をあたかも本人の発言であるかのように発信する行為である。第二に、実際の発言を編集または組み合わせにより文脈を改変し、本人の意図とは異なる形で公開する行為が挙げられる。ただし、本

号の適用には、これらが競争関係のある他人によってなされた場合であり、営業上の利益を害するものであることが必要となる。競争関係のない者によってなされた場合、本号の規定は及ばないが、具体的な事実の如何によっては、刑法 233 条における信用毀損及び業務妨害罪としての処罰対象になる可能性はあるだろう。

8. おわりに

本稿では、声の知的財産法による保護について、著作権法、パブリシティ権に関する判例法、不正競争防止法の観点から横断的な検討を行った。AI 技術の急速な進展により、個人の声の複製・加工・合成が容易になり、これまでの法制度による保護の限界が顕在化している状況が明らかになった。

著作権法による保護については、実演やレコードに関する著作隣接権による保護が中心となるものの、生成 AI による音声合成との関係では、保護の間隙が存在することが確認された。特に、物理的連鎖の判断基準や享受目的の解釈において、新たな技術環境に対応した理論的精緻化の必要性が示唆された。

パブリシティ権による保護に関しては、〔ピンク・レディー事件〕最判で示された三類型による判断枠組みが、声の無断使用に対する規制において十分に機能するかどうかは、声のみで顧客吸引力をもつケースや、本人との同定可能性の問題もあり不透明である。また、AI カバーのような新たな利用形態に対して、現行の判例法理による対応には限界があることが示された。

不正競争防止法による保護についても、商品等主体混同行為や品質等誤認表示行為の規制といった既存の枠組みでは、声の無断使用に対す

る安定的な保護を提供することは困難である。

このような現行法制度の限界を踏まえると、AI 技術の発展により声に関する人格的利益が侵害され、声に由来する情報を生産するインセンティブが減少していることが事実なのであれば、立法措置を含めた新たな法的対応の必要性が認められる。本稿では言及しなかったが、アメリカの幾つかの州や韓国での新たな立法の動向は、この問題に対する法的対応の必要性を示唆する。

ただし、新たな規制を設ける場合には、表現の自由や新技術を活用したビジネスの発展との適切なバランスを確保することが重要となる。具体的には、適用範囲、請求の主体や客体、適用除外事由等について慎重な制度設計が求められる。また、判例法によるパブリシティ権との関係整理も重要な課題となる。

立法による対応と判例による法形成の選択においては、権利の外延の明確性や他者の自由と

の調整という観点から、立法による明確な制度設計がより望ましいとも考えられる。特に、民主的正統性を有する立法過程を通じた規制の確立は、社会的な納得感の醸成にも寄与し得る。

今後は、技術の発展状況や関連する権利との調整を踏まえつつ、声の特性に応じた適切な保護制度の構築に向けて、さらなる検討を進めていく必要がある。その際には、新しい技術を活用した表現活動や事業展開を過度に制約することなく、声に関する正当な利益を保護し得る制度的枠組みの確立が求められる。

付記：本研究は JSPS 科研費 24K04673 の助成を受けたものである。本稿では、コピーライト 765 号（2025 年 1 月）掲載の拙稿「講演録 音声の法的保護と知的財産法」の一部を論文として再構成し、大幅に加筆・修正した。

注

- 1) より詳細な分類については、八木太亮＝江口立哉『いちばんやさしい音声配信ビジネスの教本 人気講師が教える新しいメディアの基礎』（インプレス、Kindle 版、2020 年）32 頁以下参照。
- 2) Ashley Carman, AI-Voiced Audiobooks Top 40,000 Titles on Audible, <https://www.bloomberg.com/news/newsletters/2024-05-02/audible-s-test-of-ai-voiced-audiobooks-tops-40-000-titles> (2025 年 2 月 21 日閲覧)。
- 3) MBS News「がん治療で声帯を摘出... 声を失い『絶望』も「会話できるようになり救われた」AI で“オリジナルの声”作るサービス」<https://www.mbs.jp/news/feature/kan-sai/article/2022/03/088117.shtml> (2024 年 9 月 26 日閲覧)。
- 4) 加藤重博・安藤智子『基礎から学ぶ音声学講義』（研究社、2016 年）20 頁。
- 5) 川原繁人『ビジュアル音声学』（三省堂、2018 年）9 頁。
- 6) 『広辞苑』（第 6 版、岩波書店、2008 年）
- 7) 『精選版 日本国語大辞典』（小学館、2006 年）
- 8) 高良富夫『音声言語処理入門 図解・音声・動画でわかる』（研究社、2024 年）3 頁参照。
- 9) 個人性情報について、林大輔・山上精次「実際の発話者と知覚される個人性を切り分けられる音声の探索的

検討」第 31 回日本音声学会全国大会予稿集（2017 年 9 月）55 頁を参照。

- 10) 内藤篤「ポスト・ピンクレディー時代のパブリシティ権」著作権研究 47 号（2023 年）6 頁は、「パブリシティ権は本質的に標識法である」と述べる。
- 11) 井上由里子「パブリシティの権利と標識法体系」日本工業所有権法学会年報 25 号（2001 年）56 頁参照。
- 12) 安藤和宏「音声の法的保護に関する一考察」高部真規子ほか編『切り拓く——知財法の未来 三村量一先生古稀記念論集』（日本評論社、2024 年）708 頁。
- 13) 中島基至「人声権 (Right of Human Voice) の生成と展開」Law and Technology No.106 (2025 年 1 月) 12 頁。
- 14) 安藤・前掲注 (12) 702 頁は、アナウンサーがニュース原稿を読む行為のように「演じていない」行為は実演として保護されない（単なる日常会話、会議でのプレゼンテーション、仕事での打ち合わせでのやり取りも同様）とする。
- 15) 古場和美「岐路に立つ著作隣接権制度——生成 AI と実演の関係を中心に」著作権情報センター編『第 11 回著作権・著作隣接権論文集』（2024 年）33 頁。
- 16) 上野達弘・奥邨弘司編著『AI と著作権』（勁草書房、

- 2024年) (上野ほか編著) 293頁 [奥郵発言] 参照。
- 17) 佐藤豊「生成 AI による実演の学習, 実演類似のものの生成及び生成結果の利用に対する規律の一考察①」コピライト 760号 (2024年) 29-30頁。
- 18) 安藤和宏「アメリカにおけるミュージック・サンプリング訴訟に関する一考察 (2・完)」知的財産法政策学研究 23号 (2009年) 282頁。
- 19) 日本音響学会編『音響学ペディア』(コロナ社, 2017年) 100頁
- 20) 「音響学入門ペディア」Q&A 集の紹介 Q4: 音響特微量って何ですか??」<https://abcpedia.acoustics.jp/> に掲載 (2025年2月21日閲覧)。
- 21) 『考え方』19頁。
- 22) 佐藤・前掲注 (17) 29頁。
- 23) 『考え方』20頁。
- 24) 『考え方』20頁。
- 25) 『考え方』26-27頁。
- 26) 『考え方』37頁。
- 27) 『考え方』36-37頁。
- 28) 佐藤・前掲注 (17) 30頁。
- 29) 張睿暎「生成 AI と著作権及び実演家の権利」獨協法学 122号 (2023年) 175頁。
- 30) 安藤・前掲注 (12) 704頁。
- 31) 佐藤・前掲注 (17) 30頁。
- 32) 上野達弘・奥郵弘司編著『AI と著作権』(勁草書房, 2024年) 326-327頁 [愛知発言]・[奥郵発言]・[前田発言] 参照。古場・前掲注 (15) 35頁参照。
- 33) 古場・前掲注 (15) 35頁も, 「生成 AI を機械として利用した本人が「実演家」として保護される可能性がある」とする。
- 34) 加戸守行『著作権法逐条講義』(著作権情報センター, 7訂新版, 2021年) 29頁。
- 35) 安藤和宏『インターネット音楽著作権』(リットーミュージック, 2003年) 52-53頁。
- 36) 中島基至「判解」最高裁判所判例解説民事篇 (平成 24年度) 41頁。
- 37) 中島・前掲注 (36) 39頁。
- 38) 田邊幸太郎「生成 AI 時代における「声」の保護に関する検討」高部真規子ほか編『切り拓く——知財法の未来 三村量一先生古稀記念論集』(2024年, 日本評論社) 750-751頁。
- 39) 内藤篤=田代貞之『パブリシティ権概説 第3版』(木鐸社, 2014年) 184頁は, 「「声」による顧客吸引力利用は「肖像」によるそれと比べて, 定型的に強度が劣るとでも説明すべきだろうか」と述べる。
- 40) 荒岡草馬=篠田詩織=藤村明子=成原慧「声の人格権に関する検討」情報ネットワーク・ローレビュー 22巻 (2023年) 39-40頁参照。
- 41) 中島・前掲注 (36) 41頁。
- 42) 中島・前掲注 (36) 41頁参照。
- 43) 最高裁判決によれば, 「顧客吸引力を有する者の肖像等の無断使用であっても, 正当な表現行為等として受忍されるべき場合もある」とし, 「専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に」違法なパブリシティ権侵害となる。
- 44) 日本俳優連合「【実演家向け】生成 AI に関する緊急アンケート結果」<https://www.nippairen.com/ja/news/post-19289.html> (2025年2月21日閲覧) では, 「絶対にやめて欲しい」「出来ればやめて欲しい」という実演家が, 全体の 36%であり, 「ギャラが入るなら問題ない」と考える実演家も 60%を占めている。いずれにしても, 無断で対価もなく利用されることについて, 実演家は強い警戒心を抱いていることは明らかである。
- 45) 中島・前掲注 (36) 50頁。
- 46) 中島・前掲注 (36) 50-51頁参照。
- 47) 田邊・前掲注 (38) 752-753頁。
- 48) 柿沼太一「生成 AI と声優・歌手の実演」自由と正義 75巻6号 (2024年) 31頁。佐藤豊「生成 AI による実演の学習, 実演類似のものの生成及び生成結果の利用に対する規律の一考察②」コピライト 761号 (2024年) 47頁は, 「肖像等」たる声か本人を識別する情報として機能する状態で (すなわち本人の声であることが客観的に認識される状態で) それ自体独立して鑑賞の対象となる商品等として利用される行為と位置づけることで, パブリシティ権侵害を肯定することができる。しかし, 「たとえば, 営利を目的とせずにそのように生成された実演類似のものを動画投稿サイトで不特定又は特定多数の者が閲覧可能な状態に置くことを, パブリシティ権侵害と位置づけることは困難であろう」と述べている。
- 49) 井上・前掲注 (11) 47頁は, 商品化事業を行っていない場合でも, たとえば文化人にとっての執筆活動といった本業が営業に該当し, 氏名・肖像は, その本業である営業の表示であると考える余地があると指摘する。
- 50) 井上由里子「パブリシティの権利の再構成」井原宏ほか編『現代企業法学の研究——筑波大学大学院企業法学専攻十周年記念論集』(信山社, 2001年) 156頁は「商品化事業に用いられる芸能人の氏名・肖像は, キャラクターやシンボルマークと同様に, 「商品等表示」に該当するということになる」とする。
- 51) 東京地判令和 5年 12月 11日令和 5年 (ワ) 3171号 [岡田佑里乃] (東京地裁民事第 40部, 中島基至裁判長)
- 52) 井上・前掲注 (11) 44, 53-54頁参照。
- 53) 田村善之『ライブ講義 知的財産法』(2012年) 568頁。
- 54) 混同要件の議論状況については, 上野達弘「混同の意味」別冊特許 8号 (2012年) 12頁, 茶園成樹「混同要件」高林龍ほか編『現代知的財産法講座 I 知的財産法の理論的探究』(日本評論社, 2012年), 横山久芳「不正競争防止法 2条 1項 1号における「混同」と「営業上の利益」の関係性」特許 76巻 12号 (2023年) 43-55頁などを参照されたい。
- 55) たとえば, 産地の名称を登録して保護する地理的表示法では, 「市田柿」や「夕張メロン」が地理的表示として登録されているときに, 「埼玉産市田柿」, 「青森産夕張メロン」といった, 誤認を生じない表示の使用も規制対象となる。